

1 目的

- (1) 県内小・中・高等学校の児童生徒を対象に、新体力テスト及び身体計測を実施し、児童生徒の発育及び体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、行政上の基礎資料として活用する。
- (2) 各学校が各児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に把握し、体育・健康に関する指導の充実に役立てる。

2 調査対象

県内の公立小・中学校、義務教育学校及び高等学校（全日制・定時制）の全学年全児童生徒を対象として行う。

3 調査内容及び方法

(1) 新体力テスト

スポーツ庁「新体力テスト実施要項」に準じて新体力テストを実施する。

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/list/detail/1408001.htm



(2) 身体計測

身長、体重の2項目について計測を行う。

4 調査実施日及び回答方法等

- (1) 調査実施に関するスケジュールを別紙のとおりとする。
- (2) 実技の実施期間については、4月から7月までとする。また、身体計測を令和3(2021)年度すでに実施した学校においては、その計測値を使用することができる。

※小・中学校及び義務教育学校については、4～5月を「体力ジャンプアップ月間」とし、6月の新体力テスト実施を推奨しています。

- (3) 回答に当たっては、県教育委員会が用意する回答用電子データを扱い、電子メール施行によるものとする。また、各市町教育委員会から各教育事務所、各教育事務所から県教育委員会スポーツ振興課宛ての回答に際しては、集計やデータ編集等を必要としない。（複数のファイルを圧縮して1つのファイルにまとめるなどにより回答する。）

- (4) 回答期限を以下のとおりとする。また、回答先は別途指定するものとする。

ア 各市町立小・中学校及び義務教育学校…市町教育委員会宛て 令和3(2021)年7月14日(水)までに回答

イ 各市町教育委員会…教育事務所宛て 令和3(2021)年7月21日(水)までに回答

ウ 各教育事務所…県教育委員会スポーツ振興課宛て 令和3(2021)年7月28日(水)までに回答

エ 県立中学校及び各高等学校…県教育委員会スポーツ振興課宛て 令和3(2021)年7月14日(水)までに回答

5 実施上の注意

- (1) 中・高等学校の「持久走」と「20mシャトルラン」は、どちらかの選択であるが、県への提出データは「20mシャトルラン」のみとする。
- (2) 実施に当たっては、スポーツ庁「新体力テスト実施要項」の「IV 実施上の一般的注意」を遵守するとともに、事前の健康管理、指導を十分に行い、身体上の異常が認められる児童生徒については実施しないこと。特に、「20mシャトルラン」の実施に当たっては十分に注意すること。
- (3) 身体上の異常等でどうしても実施が不可能な場合を除き、すべての種目を実施しデータを記録すること。なお、実施できなかった種目のデータについては空欄で提出すること。

(4) 令和3年度調査については、コロナ禍での実施となることを踏まえ、特に実技テストの実施に当たっては、以下の点に留意すること。

【留意事項】

- ・ 文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)」
に示す感染症対策や体育の授業における留意事項を踏まえ、実施すること。
- ・ 可能な限り屋外で実施することとするが、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。
- ・ 屋内での実施が想定されるテスト（例えば、上体起こしや長座体前屈）については、児童生徒の間隔を十分にとるとともに、少人数毎の実施とすること。
- ・ 上体起こしについては、児童生徒同士が向かい合うことが想定されるため、相手の足を支える児童生徒は、熱中症のリスクがない場合にはマスクを着用すること。
- ・ 地域の感染状況が悪化している場合には、直ちに中止とするのではなく、実施時期を可能な限り後ろ倒しにする等の柔軟な対応を検討すること。
- ・ 上記の感染症対策を講じてもなお、感染のリスクが高い場合には、実施可能なテスト項目のみの実施となっても差し支えありません。

